# 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 平成23年5月16日

【四半期会計期間】 第27期第1四半期(自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)

【会社名】 ガイアホールディングス株式会社

(旧会社名 株式会社アプリックス)

【英訳名】 GAIA Holdings Corporation

(旧英訳名 Aplix Corporation)

【代表者の役職氏名】 代表取締役 郡山 龍

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西早稲田二丁目18番18号

【電話番号】 (03)5286-8436

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員 伊藤 洋

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西早稲田二丁目18番18号

【電話番号】 (03)5286-8436

【事務連絡者氏名】取締役 執行役員 伊藤 洋【縦覧に供する場所】株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 平成23年3月29日開催の第26回定時株主総会の決議により、平成23年4月1日から会社名を上記のとおり変更 いたしました。

# 第一部【企業情報】

# 第1【企業の概況】

# 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第26期 第 1 四半期連結 累計(会計)期間	第27期 第 1 四半期連結 累計(会計)期間	第26期
会計期間	自平成22年 1月1日 至平成22年 3月31日	自平成23年 1月1日 至平成23年 3月31日	自平成22年 1月1日 至平成22年 12月31日
売上高(千円)	2,036,793	2,075,580	9,446,863
経常利益( 損失)(千円)	162,756	37,858	163,172
四半期(当期)純利益( 損失)(千円)	109,798	156,448	333,842
純資産額(千円)	14,395,674	13,712,096	13,881,589
総資産額(千円)	15,783,396	15,504,893	15,354,502
1株当たり純資産額(円)	120,875.79	118,725.81	120,576.50
1株当たり四半期(当期)純利益( 損失)(円)	1,083.68	1,544.00	3,294.94
潜在株式調整後 1 株当たり四半期(当期) 純利益(円)	1,083.01	•	3,288.31
自己資本比率(%)	77.6	77.6	79.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	196,747	326,852	1,396,846
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,215,021	1,181,641	542,878
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	355	1,086	30,082
現金及び現金同等物の四半期末 (期末) 残高 (千円)	9,148,720	8,751,546	9,578,874
従業員数(人)	495	542	492

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載 しておりません。
  - 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
  - 3.第27期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループは、コンテンツ・サービス等事業に新たに1社加わり、当社及び連結子会社13社により構成されております。

### (1) 当社の事業内容について

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について重要な変更はありません。

#### (2)関係会社の事業内容及び位置付けについて

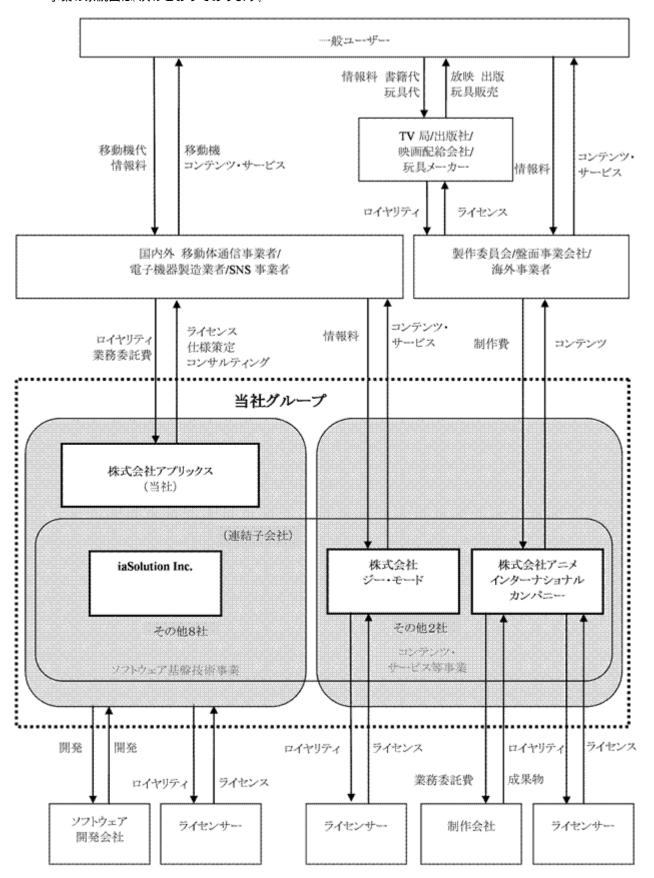
当第1四半期連結会計期間において、以下の会社が新たにコンテンツ・サービス等事業に1社加わりました。 その他の当社の関連会社の事業内容及び位置付けについて変更はありません。

## 株式会社アニメインターナショナルカンパニーについて

株式会社アニメインターナショナルカンパニー(平成23年3月31日現在、資本金200,000千円)は、アニメーション制作を目的として昭和57年7月に設立(新設分割による設立年月日は平成20年5月)され、平成23年3月10日に当社グループの一員となりました。同社は主業務であるTV用アニメの受託制作のほか、自社版権によるアニメーションを中心としたコンテンツの企画・プロデュース・制作、加えて各種媒体向けの映像等、アニメーション映像を中心としながら、それにとどまらないマルチメディアなコンテンツの企画・制作をしております。また名前に「インターナショナル」が入っていることに象徴されるように設立当初から国際的な展開、海外市場を意識した作品を制作し、現在では特にアジア市場での事業拡大に邁進しております。

同社を当社グループに迎え、アニメーション映像と関連するコンテンツ・サービス、並びにその土台となるソフトウェア基盤技術を連携させることにより、エンドユーザーへの新たなライフスタイルの提案に取り組んでおります。

### 事業の系統図は、次のとおりであります。



# 3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金又	主要な	H3.000 VI.E	所有割合 所有割合	関係内容
11111111111111111111111111111111111111	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	は出資金	事業の内容	所有割合	被所有割	関係内合
				(%)	合(%)	
(連結子会社)						
株式会社アニメイ ンターナショナル カンパニー (注)	東京都練馬区		アニメーション企画・プロデュース・制作全般、ゲーム映像制作、コンピュータグラフィック制作、その他エンターテインメント事業全般			役員の派遣あり 資金の貸付あり

<sup>(</sup>注)アニメインターナショナルカンパニーの発行済株式数は8,200株で、そのうち200株は自己株式であるため、当社の議決権割合は100%となります。

# 4【従業員の状況】

## (1)連結会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(名) 542

- (注)1.従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者(3名)を含みません。
  - 2. 当社グループ外から当社グループへの出向者はおりません。
  - 3. 従業員数の増加の主な要因は、当第1四半期連結会計期間より連結子会社となりました株式会社アニメインターナショナルカンパニーの従業員数(66名)をコンテンツ・サービス等事業に加えたことによるものです。

## (2)提出会社の状況

平成23年3月31日現在

	177000 1 0 7 30 1 1 7 7 1
従業員数 (名)	133

- (注) 1.上記表の数値には、海外の支店の従業員数(2名)は含めておりません。
  - 2. 従業員数は、当社から当社外への出向者(1名)を含みません。
  - 3. 当社外から当社への出向者はおりません。

# 第2【事業の状況】

# 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1)生産実績

当第1四半期連結会計期間の生産実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)	前年同四半期比(%)
ソフトウエア基盤技術事業(千円)	454,387	80.0
コンテンツ・サービス等事業(千円)	121,487	72.8
合計 (千円)	575,875	78.4

- (注) 1.金額は、製造原価によっており、セグメント間の内部振替前の数値によっております。
  - 2. 生産高には社内製作のソフトウエア取得高が含まれております。
  - 3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2)受注状況

当第1四半期連結会計期間の受注状況をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同四半期比 (%)	受注残高(千円)	前年同四半期比 (%)
ソフトウエア基盤技術事業	62,208	158.4	127,624	44.2
コンテンツ・サービス等事業	-	-	54,600	-
合計	62,208	158.4	182,224	63.2

- (注) 1 . ソフトウエア基盤技術事業は、JBIend等の当社製作ソフトウエアを組込む受託開発作業に関する受注について記載しております。
  - 2.コンテンツ・サービス等事業は、株式会社アニメインターナショナルカンパニーのアニメーション制作に関する受注について記載しております。なお、同社は当第1四半期連結会計期間の末日に連結の範囲に含めたため、受注残高のみ記載しております。
  - 3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (3)販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)	前年同四半期比(%)
ソフトウエア基盤技術事業(千円)	747,436	95.4
コンテンツ・サービス等事業 (千円)	1,328,144	106.3
合計 (千円)	2,075,580	101.9

- (注)1.セグメント間の取引については相殺消去しております。
  - 2.前第1四半期連結会計期間及び当第1四半期連結会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売 実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第1四半期連結会計期間 自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日		至 平成23年3	月 1 日 月31日
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	1,142,791	56.1	1,075,190	51.8
KDDI株式会社	246,885	12.1	262,948	12.7

3. 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

## 3【経営上の重要な契約等】

(会社分割による持株会社体制への移行及び商号の変更)

当社は、平成23年2月25日開催の取締役会において、平成23年4月1日を期して、当社のソフトウェア基盤技術事業のうち国内事業(以下「本件事業」という。)を新設分割の方法により会社分割(以下「本新設分割」という。)し、持株会社体制に移行することを決議しました。また、これに伴い、同日開催の取締役会及び平成23年3月29日開催の定時株主総会において、平成23年4月1日付で当社の商号を「ガイアホールディングス株式会社」へ変更することも決議しました。

#### (1)会社分割の理由

当社は、ソフトウェアテクノロジーによって世界中の人々がより充実した生活を楽しめるようにすることを使命として、平成15年12月に東京証券取引所マザーズに上場を果たし、以降世界中で多くの人々が利用する携帯電話やパーソナルコンピュータ等の民生用電子機器に向け優れたソフトウェア基盤技術を研究開発し販売することを中核事業に据え、その技術を利用する多種多様の魅力的なコンテンツ・サービスを世界中の人々に届ける事業を展開してまいりました。

昨今の携帯電話を含む携帯端末市場においては、国内市場では、国内端末メーカーに加えて米国、韓国、台湾等の海外端末メーカーによりスマートフォンを含む多種多様な携帯電話端末がリリースされ、また、タブレット型携帯端末等の登場により、通信事業者やメーカー各社から新しいソリューションやサービスが展開されております。海外においては、中国をはじめとする新興市場での携帯電話端末の普及が急速に進む等著しい発展を遂げており、携帯端末市場は国内外において新たな商機を迎えております。世界の携帯端末市場の業界各社には事業統合等も多く見られ、各社ともに世界市場を見据えたグローバルな経営体制の確立を加速させております。

このような環境下において、当社は、国内市場では、当社の主力製品であるJavaプラットフォーム「JBIend」の提供に加えて、いち早くスマートフォン向けのソリューションを開発しライセンスを開始する等、国内携帯通信事業者や携帯電話端末メーカーとの強力な関係を継続し、今後も新しいソリューションやサービスを提供してまいります。海外市場においては、新興市場を中心とした海外市場向け携帯電話端末へのJBIendの搭載数が大幅に増加しているだけでなく、携帯端末市場のみならず、当社が独自開発したスマートグリッド(次世代送電網)向けの新たなソフトウェアが、政府主導で送電網の次世代化が推進されている米国市場にて採用される等、より一層、国内外の地域毎の特性を捉えた多様なグローバルビジネスを展開してまいります。

さらに、当社は、国内外のそれぞれのビジネス局面の変化に対して機動的かつ最適なソリューションを提供できる体制を整えるために、日本にある本社機能の海外への移行及び国内外の組織や事業の再編成等当社グループ全体の経営体制の整備に取り組んでおり、その一環として、昨年6月には当社の米国子会社の株式を当社の台湾子会社へ売却し海外事業の移管を行いました。これにより、台湾子会社への海外事業の集約がより進み、当社の海外子会社管理業務の効率化や海外事業に対する経営資源の最適な配分を可能にする等、海外事業に関しては再編成による経営体制の強化が進んでおります。

しかしながら、当社を取り巻く事業環境の急速な変革は今後も継続すると思われ、かかる経営環境に対してより迅速な意思決定が求められるにも拘らず、当社内における国内事業機能とグローバル本社機能の混在が業務を煩雑にしておりました。そこで、より柔軟かつ機動的な経営判断を可能にする体制を構築するためには、これら国内事業機能とグローバル本社機能の分離が必要不可欠であるとの判断に至りました。

よって、当社は、主力事業であるソフトウェア基盤技術事業のうち、国内での製造・販売・管理に係る業務を専任する子会社を会社分割により新設し、当社からの業務委託という形式で国内における業務に専念させることにより、グローバル本社機能と国内事業機能の体制を明確化することにいたしました。

本新設分割後、当社はグローバル本社機能のみを担い、海外スタッフを中心とした運用体制への移行や、当社の社内公用語の原則英語化等により、グローバル化が進む顧客や取引先とのボーダレスな協業体制を確立し、多種多様な当社のソフトウェア基盤技術をこれまで以上に効果的かつ効率的に世界市場に発信してまいります。また、当社グループ全体の経営戦略の策定、当社グループ内の経営資源の最適配分等の機能を担うことにより、より一層当社グループ全体の企業価値及び株主価値の向上を目指します。

## (2)会社分割する事業内容

ソフトウェア基盤技術事業のうち国内事業

## (3)会社分割する事業の経営成績

平成22年12月期及びそれ以前には、分割する事業単体での経営成績は計上されておりません。また、新設会社の売上は、すべて当社からの業務委託による売上となる予定です。

## (4)分割する資産、負債の項目及び金額

資		負	真
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	191百万円	流動負債	91百万円
資産合計	191百万円	負債合計	91百万円

(注)平成22年12月31日現在の貸借対照表を基準に算出しているため、実際の資産及び負債の金額は上記金額と異なります。

## (5)会社分割の形態

当社を分割会社とし、新たに設立する「株式会社アプリックス」に事業を承継させる新設分割です。

#### (6)株式の割当

新設会社が発行する普通株式1,000株のすべてを当社に割当て交付いたします。

# (7)会社分割に係る分割会社及び新設会社の概要

### 分割会社

	株式会社アプリックス
商号	(平成23年4月1日をもって、商号を「ガイアホール
	ディングス株式会社」に変更)
事業内容	ソフトウェア基盤技術事業
設立年月日	昭和61年 2 月22日
本店所在地	東京都新宿区西早稲田二丁目18番18号
代表者の役職・氏名	代表取締役 郡山 龍
資本金の額	13,264百万円
発行済株式総数	101,364株
決算日	12月31日

## 新設会社

株式会社アプリックス
ソフトウェア基盤技術事業
平成23年 4 月 1 日
東京都新宿区西早稲田二丁目18番18号
代表取締役CEO 鈴木 智也
50百万円
1,000株
12月31日

# (8)会社分割の時期 平成23年4月1日

#### (9)新設会社が承継する権利及び義務

新設会社が当社から承継する権利及び義務は、効力発生日における 本件事業に係る現金、預金及び前払通勤交通費、本件事業に従事する総合職従業員、専門職従業員及び臨時従業員(以下総称して「承継従業員」という。)との雇用契約、承継従業員に対して発生する福利厚生に関する契約、本件事業に係る人材派遣や人材紹介に関する契約、本件事業に係る出向に関する契約及び本件事業に係るパソコン等のレンタル・リース契約における契約上の地位並びにそれに付随する権利及び義務です。

なお、新設会社が当社から承継する債務(以下「承継対象債務」という。)について、当社はこれを重畳的に引き受けるものとし、当社が承継対象債務について、履行その他の負担を行ったときは、新設会社に対してその負担額全額について求償することができるものとします。

なお、当社及び新設会社において、本新設分割後の資産の額が負債の額を上回ることが見込まれ、また本新設分割後に負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予見されておりません。従って、本新設分割後も当社及び新設会社の負担すべき債務について履行の見込みがあるものと判断しております。

### 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1)業績の状況

当第1四半期連結会計期間における当社グループの主な事業分野である携帯電話市場におきましては、スマートフォン、特にAndroid端末が相次いで投入され、市場全体が活性化し、国内では携帯電話の出荷台数が減少から増加に転じ、海外においては市場の更なる拡大の一因となりました。

一方、モバイルコンテンツ市場におきましては、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下「SNS」)によるソーシャルアプリの隆盛に加え、スマートフォンによる携帯電話市場の活性化もあり、エンターテインメント系のコンテンツやサービスを中心に市場規模が拡大しました。とりわけ、ソーシャルアプリの普及はゲームユーザーの裾野を拡げ、市場に活性化をもたらしました。これを受け、国内大手ゲームメーカーによるSNSプラットフォームへの参入や海外大手ゲームメーカーとの競合等により、ソーシャルゲームでの新規ユーザー獲得に向けた大手SNS間のワールドワイドな競争は今後さらに加速するものと思われます。

### (a) ソフトウェア基盤技術事業

中核事業であるソフトウェア基盤技術事業の売上については、日本国内を含めたアジアにおいて、前年同四半期比で増加傾向となり、スマートフォンによる携帯電話市場の活性化に同調する形となりました。特に中国市場における「JBIend」の売上については50%近い増加となりました。また日本国内についても、急拡大するスマートフォン市場において、「embIend」が順調に出荷を伸ばしており、国内の売上についても前年同四半期比で増収となっております

欧米ではスマートグリッド向けソリューション等の提供が始まっており、今後のロイヤリティ売上への貢献が期待されております。

コンテンツ・サービス等事業との連携に関しては、ブラジルにおいてシャープ携帯端末にJBlendの搭載とともに、 当社子会社の株式会社ジー・モードの3タイトルのプリインストールゲームを提供いたしました。

これらの結果、当第1四半期連結会計期間のソフトウェア基盤技術事業の業績は、売上高747,436千円(前第1四半期連結会計期間783,864千円)、営業損失183,179千円(前第1四半期連結会計期間245,133千円)となりました。

#### (b) コンテンツ・サービス等事業

コンテンツ・サービス等事業の主力事業であります公式コンテンツ配信事業におきましては、前連結会計年度第4四半期以降、スマートフォンの需要が急拡大し、従来型携帯電話での公式ビジネスが厳しい環境の中、総合ゲームサイト「テトリス&Getプチアプリ」で展開する「くるりん カフェ」、「アクアリス」等が堅調に推移いたしました。

オープンソーシャル事業におきましては、SNSユーザーへのサービスの認知度向上に向け、新たに「B面彼氏」、「ケータイ少女 恋愛パケット」の2タイトルを投入いたしました。

一般サイト事業におきましては、「戦国 パラダイス」や「学園へタリアMobile」といった主要タイトルのマネタイズ強化に取組みました。

その他事業におきましては、ゲームライセンスの許諾やコンテンツ開発受託、オープンプラットフォーム向けコンテンツ配信、共同海外事業等からなる本事業セグメントにおきましては、NTTドコモが提供する「ドコモマーケット(iモード)」において公式コンテンツの提供を積極的に展開したほか、「au one Market」においてAndroidスマートフォン向けゲームアプリ「TETRIS DIAMOND」の配信を開始いたしました。

これらの結果、当第1四半期連結会計期間のコンテンツ・サービス等事業の業績は、売上高1,328,144千円(前第1四半期連結会計期間1,252,928千円)、営業利益164,438千円(前第1四半期連結会計期間90,599千円)となりました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の業績につきましては、売上高は2,075,580千円(前第1四半期連結会計期間2,036,793千円)となりました。営業損益につきましては、19,010千円の営業損失(前第1四半期連結会計期間157,865千円)となりました。経常損益につきましては、投資事業組合運用損益、支払手数料の計上等により、37,858千円の経常損失(前第1四半期連結会計期間162,756千円)となりました。四半期純損益につきましては、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額の計上等により、156,448千円の四半期純損失(前第1四半期連結会計期間四半期純利益109,798千円)となりました。

#### <資産、負債、純資産の状況に関する分析>

当社グループの当第1四半期連結会計期間末における総資産につきましては、前連結会計年度末と比較して150,390千円増加し15,504,893千円となりました。これは株式会社アニメインターナショナルカンパニーを新規に連結したこと等により、のれんが922,252千円増加し、現金及び預金が620,455千円、有価証券が287,724千円それぞれ減少したこと等によるものです。

負債につきましては、前連結会計年度末と比較して、319,883千円増加し1,792,796千円となりました。これは株式会社アニメインターナショナルカンパニーを新規に連結したこと等により、支払手形及び買掛金が183,283千円、前受金が105,616千円それぞれ増加したこと等によるものです。

純資産につきましては、前連結会計年度末と比較して169,492千円減少し13,712,096千円となりました。これは、主に四半期純損失を156,448千円計上したことに伴い利益剰余金が減少したこと等によるものです。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間末における自己資本比率につきましては、前連結会計年度末と比較して2.0 ポイント減少し、77.6%となりました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における連結ベースの現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末と比較して827,328千円減少し8,751,546千円となりました。

当第1四半期連結会計期間のキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

#### < 営業活動によるキャッシュ・フロー>

営業活動により増加した資金は326,852千円(前第1四半期連結会計期間は196,747千円)となりました。これは主に、税金等調整前四半期純損失を66,247千円計上したものの、現金支出を伴わない減価償却費253,544千円の計上及び売上債権の減少275,036千円があったこと等によるものであります。

#### <投資活動によるキャッシュ・フロー>

投資活動の結果減少した資金は、1,181,641千円(前第1四半期連結会計期間は1,215,021千円の増加)となりました。これは主に、株式会社アニメインターナショナルカンパニーを新規連結したことによる支出が686,974千円及び短期貸付けによる支出が355,000千円発生したこと等によるものであります。

## <財務活動によるキャッシュ・フロー>

財務活動の結果増加した資金は、1,086千円(前第1四半期連結会計期間は355千円の減少)となりました。これは主に、ストックオプションの行使による収入が1,500千円あったこと等によるものであります。

## (3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、事業上及び財政上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号に定義されているもの。)として、当社株式等の大量買付行為に関する対応プラン(買収防衛策)を定めております。

#### < 当社株式等の大量買付行為に関する対応プラン(買収防衛策)について>

本プランにおいて、「大量買付行為」とは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を 20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為(市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、予め当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。)を意味し、「大量買付者」とは、大量買付行為を行う者及び行おうとする者を意味します。

なお、会社法、金融商品取引法並びにそれらに関する政令、内閣府令及び省令等の関係法令並びに金融商品取引所の規則等 (以下、総称して「法令等」といいます。)に改正 (法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

(注1)特定株主グループとは、当社の株券等の保有者(金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。) 及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)、当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規 定する特別関係者をいいます。)、上記 の者の関係者 ( 又は の者に助言を行うファイナンシャル・アドバイザー、弁護士 又は会計士等を含みます。)を意味します。

- (注2)議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、( )特定株主グループが当社の株券等の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。)又は( )特定株主グループが当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
- (注3)株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

#### 1.企業価値・株主共同の利益に関する考え方

当社グループ(「当社グループ」とは、当社と会社法上の当社子会社を含む企業集団を指します。)は、売れる製品を実現するための魅力的な技術を開発する研究開発型企業を目指し、パーソナルコンピュータを含む民生用電子機器向けソフトウェア基盤技術の研究開発と販売を行っております。当社グループが独自の技術にて開発し提供しているソフトウェア製品は、既に全世界で5億台を超える携帯電話やデジタルテレビ等の民生用電子機器に利用されており、さらに毎年1億台以上の新たな製品に搭載され出荷され続けております。特に日本の携帯電話においては、全出荷台数の9割以上に当社製品が使われており、海外にて利用されている分も含め、これらの民生用電子機器の機能を実現するために不可欠な構成要素となっております。このような基盤技術の提供が滞ることは、民生用電子機器を製造している国内外の数多くの企業の製品出荷に多大な影響を与えるだけでなく、もはや一般市民の社会生活に欠かせないライフラインとなっている携帯電話の利用にも支障をきたす事態を招来することになります。

当社の企業価値は、このように民生用電子機器の不可欠な構成要素となっている当社グループの独自の技術に基づくソフトウェア製品が、携帯電話メーカーや通信事業者等、ひいては一般市民に安定的・継続的に供給されることによって生み出されるものです。当社がかかるソフトウェア製品を安定的・継続的に供給することが出来なくなれば、多くの当社の顧客先が他社製品にシフトすることが予想され、当社が生み出す将来の収益の合計が著しく毀損されることは明らかであり、当社の企業価値・株主共同の利益が著しく損なわれることになります。

そもそもソフトウェア製品は、その性質上、人間の英知によってのみ創り出すことが可能であり、自動機械などで製造を代替することが不可能であることに加え、昨今のソフトウェア製品は規模が大きくなり複雑度が増してきているため、開発ノウハウの継承には長期間を要するものとなっています。したがって、万一当社製品の開発に関わっている人材が大量に流出し開発従事者を短期間で大幅に入れ替えざるを得ないような事態が生じた場合や少数であったとしても当社製品の開発の枢要を担う開発従事者が離職するような事態が生じた場合には、品質の急激な劣化を招き、また、当社の企業価値の源泉たるソフトウェア製品の安定的・継続的な供給に支障をきたすことになります。すなわち、当社の企業価値は、当社が独自の技術にて開発し提供しているソフトウェア製品の安定的・継続的供給を源泉として生み出されるものであり、かかる安定的・継続的供給のためには開発従事者の雇用関係維持がきわめて重要な要素のひとつとなります。換言すれば、例えば、当社株式の大量買付行為が、開発従事者の流出を招来するおそれがある場合には、当社によるソフトウェア製品の安定的・継続的供給に支障をきたし、当社の企業価値が毀損されるおそれが大きいものといわざるを得ません。

したがって、当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付行為を行う者は当社の財務 及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付行為に対しては、必要かつ相 当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

# 2. 本プランの基本方針・導入目的

近時、企業活動のグローバル化により、わが国においても企業の世界的な事業戦略の一環として他企業の買収が当然に考慮される時代となり、それに伴う新しい法制度の整備も進んでまいりました。そのような潮流のなか、企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象会社の取締役会の賛同を得ずに行われる企業買収、いわゆる「敵対的買収」の動きも顕在化しつつあります。

当社取締役会は、このような当社の買収を企図した大量買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。当社株式の大量買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、突如として大量買付行為が実施された場合、株主の皆様が大量買付行為の是非を判断する十分な時間と情報が提供されず、結果として当社の企業価値・株主共同の利益が害される可能性は否定できません。

株主の皆様から経営についての付託を受ける当社取締役会としては、このような当社株式の大量買付行為が発生した場合、株主の皆様の判断のために十分な時間を確保し、当社取締役会が、当該大量買付行為に関する情報を収集して、これを評価・検討し、また必要に応じて当該大量買付者との交渉並びに株主の皆様への代替案の提示を行うことが、株主の皆様に適切なご判断をいただくために極めて重要であると認識しております。これらを遂行するためには大量買付行為に関する一定のルールを定めることが必要であると考えます。また、当社取締役会は、上記の一定のルールを遵守しない大量買付者による大量買付行為、又は、当該ルールを遵守するものの企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある大量買付行為に対して、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるために客観的・

合理的な検討を行った上で相応な対抗措置をとることが必要な場合もあると認識しております。

上記の理由により、当社取締役会は、下記に定める大量買付ルールを設定し、大量買付ルールを遵守しない大量買付者による大量買付行為や企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある大量買付行為に対しては必要に応じ相応の対抗措置をとることが、当社の企業価値・株主共同の利益の維持・向上に必要と認識し、本プランについて平成21年3月30日開催の第24回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ました。

#### 3. 大量買付ルールの内容

本プランでは、大量買付行為について、事前に大量買付者に対して、大量買付行為にかかる情報の提供を求め、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保し、必要に応じて当社取締役会が大量買付者と交渉を行い、代替案を提示するための手続として、大量買付ルールを定めています。このような一定の手続きにしたがって大量買付行為の適否が判断されることが、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的に合致するからです。

具体的には、大量買付者には、買付の実行前に、大量買付ルールに従う旨の意向表明書を当社代表取締役宛に提出いただくものとします。意向表明書には、大量買付者の名称、住所、提案する大量買付行為の概要等を記載していただきます。当社取締役会は、この意向表明書の受領後5日以内に、大量買付者から当初提供していただくべき、当社株主の皆様の判断、後述の独立委員会の勧告及び当社取締役会の意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)のリストを大量買付者に交付します。大量買付者には、本必要情報を当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。本必要情報の具体的な内容は大量買付者の属性及び大量買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

大量買付者及びそのグループ (共同保有者、特別関係者及び (ファンドの場合は) 各組合員その他の構成員を含む。)の概要 (資本構成、財務内容、経歴、属性、過去の大量買付行為及び結果等を含む。)

買付の目的、方法及び内容(買付の対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付の実現可能性等を含む。)

買付の価格の算定根拠

買付の資金の裏づけ(買付の資金の提供者(実質的提供者を含む。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。)

買付の後の当社グループの基本的な経営方針、事業計画、買付の後における当社の従業員、顧客を含む取引先、債権者などの当社グループに係る利害関係者の処遇方針の概要

買付行為完了後に意図する当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるための施策並びに当該施策が当社の企業価値・株主共同の利益を向上させることの根拠

その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大量買付者より受けた情報を精査した結果、それだけでは不十分と判断した場合、回答期限を設けた上で、合理的な範囲で大量買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。また、大量買付行為の提案があった事実及び当社に提出された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点(独立委員会から開示勧告があった場合はその時点)で、その全部又は一部を開示します。

### 4. 大量買付行為の評価・検討期間

当社取締役会は、大量買付者が当社取締役会に本必要情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合)、又は90日間(その他の大量買付行為の場合)を取締役会による評価・検討・交渉、取締役会としての意見形成及び取締役会による代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます)として与えられるべきものと考えます。したがって、大量買付行為は、取締役会評価期間の経過した後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は独立委員会に諮問し、また必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての大量買付行為に対する意見を取りまとめ、公表します。

また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することがあります。

# 5.対抗措置の発動に係る手続

## (1)独立委員会の勧告

本プランの設計においては、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために大量買付行為に対する合理的・客観的な評価・検討を行う機関として、社外取締役・社外監査役・有識者のいずれかに該当する者の中から取締役会が選任した者により構成される独立委員会を設置することといたしました(独立委員会の構成、役割等についてはく資料>別添「独立委員会規定の概要」をご参照ください。)。

当社取締役会は取締役会評価期間において、独立委員会に必ず諮問を行うこととし、独立委員会は、諮問を受けた事項について勧告を行います。

四半期報告書

独立委員会は、( )大量買付者が本プランに定める手続を遵守しない大量買付者(以下「手続不遵守買付者」といいます。)に該当する場合(発動事由 )、又は( )大量買付者が本プランに定める手続を遵守した場合であっても、( a ) 当該大量買付行為が企業価値・株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的買収に該当すると認めた場合(発動事由 )、もしくは( b ) 当該大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあると認めた場合(発動事由 )には、取締役会に対し、対抗措置を発動することを勧告するものとします。また、独立委員会は、当該大量買付行為が上記発動事由の 、、のいずれにも該当しないと認めた場合には、対抗措置を発動しないことを勧告するものとします。下記( 2 )で述べるとおり、取締役会は、独立委員会から対抗措置を発動しないよう勧告された場合は、これを尊重し対抗措置を発動することはいたしません。また、独立委員会から、対抗措置を発動することを勧告された場合には、これを尊重し対抗措置を発動することはいたしません。また、独立委員会から、対抗措置を発動することを勧告された場合には、これを最大限尊重しつつも、株主の皆様から経営の付託を受け株主に対し最終的な責任を負担する機関として、上記 、の発動事由に該当するか否かについて自らの責任で最終的な判断を行い、対抗措置を発動するか否かを判断するものとします。

なお、上記発動事由 の「当該大量買付行為が企業価値・株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的買収に該当する場合」とは、次のいずれかに該当する大量買付行為をいいます。

- (ア)真に当社グループの経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で大量買付行為を行う場合(いわゆるグリーンメーラーの場合)
- (イ)当社グループの経営を一時的に支配して、当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、 主要取引先や顧客等を当該大量買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目 的で大量買付行為を行う場合
- (ウ)当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの資産(但し、当社の事業遂行上使用する予定のない遊 休資産を処分する場合であって、当該資産の処分により当社が将来生み出す収益の合計に悪影響を与えない場 合を除く。)を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当によ る株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で大量買付行為を行う場合
- (エ)強圧的二段階買収(最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件 を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。)等、株主に株式の売却を事実上強要す るおそれがある買付行為を行う場合

また、発動事由 の「当該大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するおそれがある場合」に該当するか否かの判断に際しては、当社の企業価値が、当社が独自の技術にて開発し提供しているソフトウェア製品の安定的・継続的供給を源泉として生み出されるものであり、かかる安定的・継続的供給のためには開発従事者の雇用関係維持がきわめて重要であることに鑑み、当該大量買付行為によりソフトウェア製品の安定的・継続的供給が妨げられるおそれはないか、具体的には、開発技術者が当該大量買付行為によっても当社を離職せず、又は、離職した場合でも当社と当社の顧客先との間の取引関係に影響がなく、当社の顧客先に対して当社が継続して製品の供給を行うことが可能かどうかという点を重要な判断要素として検討することといたします。そして、これらを検討するにあたっては、必ず開発従事者及び当社の顧客先から意見を聴取するものとします。

但し、独立委員会が聴取した開発従事者及び当社の顧客先の意見は、独立委員会が当社取締役会への勧告の内容を 決定する際に参考とする一要素として取り扱われるものであり、これのみによって勧告の内容が決定することはあり ません。

なお、独立委員会は、その判断の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、独立した第三者 (ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

## (2)取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会から対抗措置を発動しないことを勧告された場合には、対抗措置の不発動を決議するものとします。

当社取締役会が、独立委員会から対抗措置を発動する旨の勧告を受けた場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重しつつ、独自に発動要件を充足するかどうかの判断を行い、所定の場合には株主総会の決議を経た上、本プランに定める対抗措置の発動を決議することができるものとします。また、当社取締役会は、独立委員会から対抗措置を発動する旨の勧告を受けた場合であっても、自らの判断の結果発動事由の、、に該当しないとの判断に至った場合は、対抗措置の不発動を決議するものとします。

当社取締役会は、上記いずれの場合も、決議を行った場合速やかに当該決議の内容その他の事項について情報開示を行うものとします。

大量買付者が手続不遵守買付者に該当する場合(発動事由)

当社取締役会は、独立委員会より発動事由 に該当するとして対抗措置の発動勧告を受けた場合で自らの独立した 判断によっても当該大量買付者が手続不遵守買付行為者に該当すると認めた場合は、株主総会の決議を経ることなく、対抗措置の発動を決議することができるものとします。なお、当社取締役会は、独立委員会による別段の勧告がない限り、対抗措置の発動を複数回にわたり行うことができるものとします。

大量買付者が本プランに定める手続を遵守した場合

四半期報告書

(ア)大量買付行為が企業価値・株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的買収に該当する場合(発動事由)

当社取締役会は、独立委員会より発動事由 に該当するとして対抗措置の発動勧告を受けた場合で自らの独立した判断によっても当該大量買付が企業価値・株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的買収に該当すると認めた場合は、株主総会の決議を経ることなく(但し、当社取締役会が株主の皆様の意思の確認を行うことが相当であると判断した場合には株主総会の決議を経た上で)、対抗措置の発動を決議することができるものとします。なお、当社取締役会は、独立委員会による別段の勧告がない限り、対抗措置の発動を複数回にわたり行うことができるものとします。

(イ)大量買付行為が当社の企業価値・株主の共同の利益を著しく毀損するおそれがある場合(発動事由)

当社取締役会は、独立委員会より発動事由 に該当するとして対抗措置の発動勧告を受けた場合で自らの独立した判断によっても当該大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあると認めた場合は、株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認するものとします。その結果、株主の皆様が対抗措置の発動に賛成であると認められる場合は、対抗措置の発動を決議することができるものとします。なお、当社取締役会は、独立委員会による別段の勧告がない限り、対抗措置の発動を複数回にわたり行うことができるものとします。

#### (3)株主総会の決議

当社取締役会は、当社取締役会が当該大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあると認めた場合(発動事由 に該当する場合)、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様の意思の確認を行うために株主総会を開催するものとします。このほか、当社取締役会は、当社取締役会が大量買付行為が企業価値・株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的買収に該当すると認めた場合(発動事由 に該当する場合)にも、大量買付行為の内容、大量買付者の属性その他諸般の事情を勘案した上で、当社取締役会が株主の皆様の意思の確認を行うことが相当であると判断した場合には、当該大量買付行為に対し、対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様の意思の確認を行うために株主総会を開催することができるものとします。なお、上記のいずれの場合においても、当社取締役会は、法令等に基づき実務上可能な限り速やかに株主総会を開催するものとします。

#### 6. 本プランにおける対抗措置の概要

当社取締役会が本プランに基づく対抗措置として、新株予約権の無償割当てその他具体的にいかなる手段を講じるかについては、法令等及び当社定款上認められるあらゆる対抗措置のうち、その時点での最新の裁判所による判断等を考慮した上最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

なお、対抗措置のひとつとして、特定買付者等による権利行使は原則として認められないとの差別的行使条件及び当社が特定買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権 (以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行う場合、本新株予約権の行使期間、行使条件等の内容については、対抗措置としての効果を勘案して変更することがあります。また、本新株予約権の無償割当てを行う場合であると、また、それ以外の手段による場合であるとを問わず、当社取締役会は、大量買付行為の内容その他諸般の事情を勘案し、当社取締役会により対抗措置の発動が決議された場合、大量買付者が大量買付行為を撤回・中止することができるような方策を、対抗措置の内容として設けることができるものとします。

なお、本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、特定買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、特定買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該特定買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

#### 7. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

### (1) 本プラン導入時の株主・投資家の皆様への影響等

本プランは、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがいまして、本プランの導入は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て又はその他の新株もしくは新株予約権の発行は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

## (2) 本プランにおける対抗措置発動時の株主・投資家の皆様への影響等

前述のとおり、当社取締役会は、企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、法令等及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様(発動要件、、、に該当するような大量買付行為を行う大量買付者を除きます。)が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令等に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てにつきましては、当該新株予約権の割当基準日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に新株予約権が無償にて割り当てられますので、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合であっても、当社取締役会は、大量買付者が買付行為を撤回した場合又は対抗措置発動を判断した際の前提となった事実関係に変更が生じ、対抗措置発動を実施することが相当でなくなった場合は、新株予約権の割当期日の前日までに新株予約権の無償割当てを中止し、又は、新株予約権の割当期日後、新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権を無償にて取得する場合があります

これらの場合には、1 株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、希釈化を前提に売買を行った株主・投資家の皆様におかれましては、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

#### 8. 本プランの有効期間、廃止

本プランの有効期間は、平成21年3月30日開催の第24回定時株主総会の終結の時から平成23年12月期(2011年度)の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとします。

本プランの導入後、有効期間の満了前であっても、 当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又は 当社取締役会で本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。したがって、本プランについては、株主の皆様のご意向に従ってこれを廃止させることが可能です。当社取締役会は、本プランが廃止された場合には、当該廃止ついて、情報開示を速やかに行います。

## 9. 本プランの合理性

#### (1)買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」(以下「指針」といいます。)、指針の定める原則を基本としつつ、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、東京証券取引所の有価証券上場規程第442条に定める買収防衛策の導入に関する事項の内容を踏まえ、上記指針等の示すところを充足するように設計されております。

#### (2)企業価値・株主共同の利益の確保・向上

本プランは、当社株主の皆様に対し、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要且つ十分な情報及び時間を提供するものであり、当社の企業価値・株主共同の利益の最大化を目的として導入されるものです。

また、本プランに定める手続きが遵守されない場合、又は本プランに定める手続きが遵守された場合であっても、本プランに規定される一定の場合には、当社取締役会は所定の手続(株主総会の決議を含む。)を経て対抗措置の発動を決議することがありますが、かかる決議は、当社の企業価値・株主共同の利益を最大化させることのみを目的として行われるよう、本プランは設計されております。

#### (3)事前の開示

当社は、大量買付者を含む当社株主の皆様や投資家の皆様の予見可能性を高め、当社株主の皆様に適切な選択の機会を確保していただくため、本プランを株主総会において当社株主の皆様のご承認を得て導入するものであり、その目的、内容等を予め具体的に開示します。

また、当社は対抗措置の発動を決議した場合にも、適用ある法令等に従って適時且つ適切に開示を行うものとします。

#### (4)株主意思の重視

当社は、株主総会において当社株主の皆様のご承認が得られることを条件として本プランを導入させていただくものです。また、本プランでは、一定の場合には、株主総会において対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思の確認を行うこととされています。

さらに、8.「本プランの有効期間、廃止」にて記載したとおり、本プランの有効期間は3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつその有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、この点でも、本プランの存続の適否には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

#### (5)独立委員会の設置

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために大量買付行為に対する合理的・客観的な評価・検討を行う機関として、独立委員会を設置します。独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外有識者のいずれかに該当する委員3名以上により構成されます。そして、当社取締役会は独立委員会への諮問を経た上、独立委員会が発動を勧告しない限り、対抗措置の発動を決定することができないものとされています。このように、独立委員会は、当社取締役会がその自己保身のために大量買付行為に対して不当に対抗措置を講じることがないよう、機能するものとされています。

#### (6)合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、「5.対抗措置の発動に係る手続」にて記載したとおり、株主総会の決議を経ず取締役会決議のみに基づき対抗措置を発動するためには、予め定められた合理的な客観的要件が充足されなければならないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

#### (7) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、株主総会の決議によって廃止できるほか、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされているため、当社の株券等を大量に買い付けた者は、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により本プランを廃止することが可能です。したがいまして、本プランは、いわゆるデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

#### (8)取締役の保身を目的とするものではないこと

上記(2)にて記載したとおり、本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益の最大化を目的として導入される ものであり、当社取締役会が自己保身を目的として導入するものではありません。

また、上記(5)や(6)にて記載したとおり、対抗措置の発動時においても、当社取締役が自己保身を目的として恣意的に発動することを防止するための仕組みを確保しております。

#### < 資料 >

別添

#### 独立委員会規定の概要

#### 1.設置

独立委員会は当社取締役会の決議により設定されます。

#### 2. 構成員

当社取締役会により委嘱を受けた社外取締役、社外監査役又は当社取締役会から独立した有識者(弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通する者、実績ある会社経営者等をいう。)3名以上で構成されます。

#### 3 . 仟期

選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。但し、本プランが廃止された場合は、その時点をもって、全ての委員につき委員としての任期が終了するものとします。

任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任期の満了する時までとします。

#### 4.決議要件

独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとします。但し、独立委員会の全員が出席できない場合には、独立委員会の決議は、独立委員会の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとします。

#### 5.決議事項その他

独立委員会は、当社に対する大量買付行為が発生した場合には、これに応じ、開発従事者及び当社の顧客先から意見を聴取したうえで、原則として以下の各号に記載された事項について精査、検討、審議等のうえ決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に勧告するものとします。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自ら又は当社取締役の利益を図ることを目的としては行わないものとします。

大量買付ルールの対象となる大量買付行為の存否

大量買付者が提供すべき情報の範囲

大量買付者が提供した情報の当社株主への開示の時期及び範囲

大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否か

大量買付者による大量買付行為に対する代替案の提案の可否

本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動の可否

本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動の中止

その他当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

また、独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む。)の助言を得ることができます。

#### (4)研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費は、58,737千円となりました。なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

# 第3【設備の状況】

# (1)主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間に株式会社アニメインターナショナルカンパニーが当社の連結子会社になったことに伴う、新たな主要な設備の状況は以下のとおりであります。

## 国内子会社

平成23年3月31日現在

	Ņ.			面額(単位:∃	従業員数	
   事業所名(所在地)	セグメントの	   設備の内容		車両運搬具		
学来加拉(加红地) 	名称	政権の内合	建物	及び工具器	合計	(名)
				具備品		
株式会社						
アニメインターナショナル	コンテンツ・	本社及び開発設	3.027	5.527	8,554	66
カンパニー	サービス等事業	備等	3,027	5,527	0,334	00
(東京都練馬区)						

## (2)設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、重要な設備の新設及び除却等の計画はありません。

# 第4【提出会社の状況】

# 1【株式等の状況】

# (1)【株式の総数等】

# 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	261,300
計	261,300

## 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現 在発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年5月16日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	101,364	101,364	東京証券取引所(マザーズ)	単元株制度は採 用しておりませ ん。
計	101,364	101,364	-	-

<sup>(</sup>注)「提出日現在発行数」欄には、平成23年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株引受権及び新株予約権 の権利行使により発行されたものは含まれておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19第1項に基づく新株引受権の状況

(平成13年7月14日臨時株主総会の決議)

	第 1 四半期会計期間末現在 (平成23年 3 月31日)
新株予約権の数	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000
<b>新姓子勿接の信信期間</b>	平成16年8月1日から
新株予約権の行使期間	平成23年7月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の	発行価格 50,000円
発行価格及び資本組入額(注2)	資本組入額 25,000円
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1.付与株式数は、当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株引受権のうち、未行使の新株引受権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

(調整後株式数) = (調整前株式数) × (分割・併合の比率)

上記の他、下記2.に定める新株の発行価額の調整事由が生じた場合にも、各新株引受権につき、調整後株式数に調整後発行価額を乗じた額が調整前株式数に調整前発行価額を乗じた額と同額になるよう、各新株引受権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2.発行価額は、当社が株式分割又は併合を行う場合には、新株の発行価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

また、新株引受権付与日後に当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分するとき(新株引受権及び新株予約権の行使による場合、転換株式の転換による場合を除きます。)は、次の算式により新株の発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

上記算式における時価とは、調整後発行価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後発行価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。上記の他、新株引受権付与日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、新株の発行価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が新株の発行価額を適切に調整できるものとします。

- 3 . 新株引受権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株引受権を直ちに喪失する ものとします。
  - (1)新株引受権の行使期間初日の到来前に死亡した場合。
  - (2)禁固以上の刑に処せられた場合。

- (3) 当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の処分を受けた場合。
- (4) 当社の取締役又は従業員でなくなった場合。但し、当社の命令により他社へ出向又は転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。新株引受権の行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件として新株引受権を行使することができます。
- (5) ストックオプション付与契約変更契約書のいずれかの規定に違反した場合。
- 4.新株引受権の行使の条件及び新株引受権の譲渡に関する事項につきましては、平成13年7月14日開催の臨時株主総会及び平成13年6月26日開催の取締役会の決議に基づき締結した「ストックオプション付与契約書」に関して、平成15年8月29日開催の臨時株主総会及び平成15年7月29日開催の取締役会の決議に基づき変更し、当社と対象となる取締役及び従業員との間で締結した「ストックオプション付与契約変更契約書」に定められております。
- 5. 当社が、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社は、ストックオプションにかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させ、又は実質的に同様の結果となるようにし、又はそのように努力するものとします。承継されたストックオプションの内容の決定の方針は以下のとおりとします。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全子会社となる場合に完全親会社が発行する株式と同種の株式

目的となる完全親会社の株式の数

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

発行価額

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。

行使期間、行使条件、消却事由・条件

株式交換又は株式移転に際し「ストックオプション付与契約書」に準じて当社の取締役会が決定します。 譲渡制限

ストックオプションの譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。

#### (平成13年12月27日臨時株主総会の決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	24.28
新株予約権の行使時の払込金額(円)	88,558
新株予約権の行使期間	平成17年1月1日から 平成23年12月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(注2)	発行価格 88,558円 資本組入額 44,279円
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1.付与株式数は、当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株引受権のうち、未行使の新株引受権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

(調整後株式数) = (調整前株式数) x (分割・併合の比率)

上記の他、下記 2 . に定める新株の発行価額の調整事由が生じた場合にも、各新株引受権につき、調整後株式数に調整後発行価額を乗じた額が調整前株式数に調整前発行価額を乗じた額と同額になるよう、各新株引受権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2.発行価額は、当社が株式分割又は併合を行う場合には、新株の発行価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

(調整後発行価額) = (調整前発行価額) × (分割・併合の比率)

また、新株引受権付与日後に当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分するとき(新株引受権及び新株予約権の行使による場合、転換株式の転換による場合を除きます。)は、次の算式により新株の発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

既発行株式数 + 新規発行・処分株式数×1株当り払込金額 時価

調整後発行価額 = 調整前発行価額 x ·

既発行株式数 + 新規発行・処分による増加株式数

上記算式における時価とは、調整後発行価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後発行価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。上記の他、新株引受権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、新株の発行価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が新株の発行価額を適切に調整できるものとします。

- 3.新株引受権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株引受権を直ちに喪失する ものとします。
  - (1)新株引受権の行使期間初日の到来前に死亡した場合。
  - (2)禁固以上の刑に処せられた場合。
  - (3) 当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の処分を受けた場合。
  - (4)当社の取締役又は従業員でなくなった場合。但し、当社の命令により他社へ出向又は転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。新株引受権の行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件として新株引受権を行使することができます。
  - (5) ストックオプション付与契約変更契約書のいずれかの規定に違反した場合。
- 4.新株引受権の行使の条件及び新株引受権の譲渡に関する事項につきましては、平成13年12月27日開催の臨時株主総会及び平成13年12月11日開催の取締役会の決議に基づき締結した「ストックオプション付与契約書」に関して、平成15年8月29日開催の臨時株主総会及び平成15年7月29日開催の取締役会の決議に基づき変更し、当社と対象となる従業員との間で締結した「ストックオプション付与契約変更契約書」に定められております。
- 5.当社が、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社は、ストックオプションにかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させ、又は実質的に同様の結果となるようにし、又はそのように努力するものとします。承継されたストックオプションの内容の決定の方針は以下のとおりとします。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全子会社となる場合に完全親会社が発行する株式と同種の株式

目的となる完全親会社の株式の数

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

発行価額

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。

行使期間、行使条件、消却事由・条件

株式交換又は株式移転に際し「ストックオプション付与契約書」に準じて当社の取締役会が決定します。 譲渡制限

ストックオプションの譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。

#### (平成14年3月22日定時株主総会の決議)

	第 1 四半期会計期間末現在 (平成23年 3 月31日)	
新株予約権の数	-	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	154.86	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	88,558	
	平成17年4月1日から	
新株予約権の行使期間	平成24年3月22日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の	発行価格 88,558円	
発行価格及び資本組入額(注2)	資本組入額 44,279円	
新株予約権の行使の条件	(注3)	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	
代用払込みに関する事項	-	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	

(注) 1.付与株式数は、当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株引受権のうち、未行使の新株引受権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

(調整後株式数) = (調整前株式数) × (分割・併合の比率)

上記の他、下記2.に定める新株の発行価額の調整事由が生じた場合にも、各新株引受権につき、調整後株式数に調整後発行価額を乗じた額が調整前株式数に調整前発行価額を乗じた額と同額になるよう、各新株引受権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2.発行価額は、当社が株式分割又は併合を行う場合には、新株の発行価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

また、新株引受権付与日後に当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分するとき(新株引受権及び新株予約権の行使による場合、転換株式の転換による場合を除きます。)は、次の算式により新株の発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

上記算式における時価とは、調整後発行価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後発行価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。上記の他、新株引受権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、新株の発行価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が新株の発行価額を適切に調整できるものとします。

- 3 . 新株引受権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株引受権を直ちに喪失する ものとします。
  - (1)新株引受権の行使期間初日の到来前に死亡した場合。
  - (2)禁固以上の刑に処せられた場合。
  - (3) 当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の処分を受けた場合。
  - (4)当社の取締役又は従業員でなくなった場合。但し、当社の命令により他社へ出向又は転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。新株予約権の行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件として新株予約権を行使することができます。
  - (5) ストックオプション付与契約変更契約書のいずれかの規定に違反した場合。
- 4. 新株引受権の行使の条件及び新株引受権の譲渡に関する事項につきましては、平成14年3月22日開催の定時株主総会及び平成14年2月19日開催の取締役会の決議に基づき締結した「ストックオプション付与契約書」に関して、平成15年8月29日開催の臨時株主総会及び平成15年7月29日開催の取締役会の決議に基づき

変更し、当社と対象となる従業員との間で締結した「ストックオプション付与契約変更契約書」に定められております。

5.当社が、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社は、ストックオプションにかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させ、又は実質的に同様の結果となるようにし、又はそのように努力するものとします。承継されたストックオプションの内容の決定の方針は以下のとおりとします。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全子会社となる場合に完全親会社が発行する株式と同種の株式

目的となる完全親会社の株式の数

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

発行価額

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。

行使期間、行使条件、消却事由・条件

株式交換又は株式移転に際し「ストックオプション付与契約書」に準じて当社の取締役会が決定します。 譲渡制限

ストックオプションの譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21に基づく新株予約権の状況

(平成15年8月29日臨時株主総会の決議)

	第 1 四半期会計期間末現在 (平成23年 3 月31日)		
新株予約権の数(個)	133		
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	399		
新株予約権の行使時の払込金額(円)	66,667		
新株予約権の行使期間	平成17年 9 月 1 日から 平成24年 8 月29日まで		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の	発行価格 66,667円		
発行価格及び資本組入額(注2)	資本組入額 33,334円		
新株予約権の行使の条件	(注3)		
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)		
代用払込みに関する事項	-		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)		

(注) 1. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

(調整後株式数) = (調整前株式数) × (分割・併合の比率)

上記の他、下記2.に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、各新株予約権の行使に際して1株当たりの払込をすべき額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

(調整後行使価額) = (調整前行使価額) × (分割・併合の比率)

なお、新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分するとき(新株引受権及び新株予約権の行使による場合、転換株式の転換による場合を除きます。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

上記算式における時価とは、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値とし、1円未満は切り上

げます。また、上記の算式における既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が行使価額を適切に調整できるものとします。

- 3 . 新株予約権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株予約権を直ちに喪失する ものとします。
  - (1)新株予約権の行使期間初日の到来前に死亡した場合。
  - (2)禁固以上の刑に処せられた場合。
  - (3)当社又はAplix Corporation of Americaの就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の処分を受けた場合。
  - (4) 当社又はAplix Corporation of Americaの取締役又は従業員でなくなった場合。但し、当社の命令により他社へ出向又は転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。新株予約権の行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件として新株予約権を行使することができます。
  - (5)新株予約権割当契約書のいずれかの規定に違反した場合。
- 4. 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成15年8月29日開催の臨時株主総会及び平成15年8月29日開催の取締役会の決議に基づき、当社及びAplix Corporation of Americaの取締役及び従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。
- 5.当社が、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社は、ストックオプションにかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させ、又は実質的に同様の結果となるようにし、又はそのように努力するものとします。承継されたストックオプションの内容の決定の方針は以下のとおりとします。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全子会社となる場合に完全親会社が発行する株式と同種の株式

目的となる完全親会社の株式の数

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

#### 発行価額

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。

行使期間、行使条件、消却事由・条件

株式交換又は株式移転に際し「ストックオプション付与契約書」に準じて当社の取締役会が決定します。 譲渡制限

ストックオプションの譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。

#### (平成16年3月23日定時株主総会の決議1)

	第 1 四半期会計期間末現在 (平成23年 3 月31日)	
新株予約権の数(個)	10	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	30	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	960,000	
<b>並供るの存在期間</b>	平成18年4月1日から	
新株予約権の行使期間	平成25年3月23日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の	発行価格 960,000円	
発行価格及び資本組入額(注2)	資本組入額 480,000円	
新株予約権の行使の条件	(注3)	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	
代用払込みに関する事項	-	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	

(注) 1. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

(調整後株式数)=(調整前株式数)×(分割・併合の比率)

上記の他、下記2.に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、各新株予約権の行使に際して1株当たりの払込をすべき額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

なお、新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行(改正前商法に基づき付与されたストックオプションとしての新株引受権の行使又は新株予約権の行使による場合を除きます。)又は自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

上記算式における時価とは、当社の調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数とは、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。なお、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が行使価額を適切に調整できるものとします。

- 3 . 新株予約権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株予約権を直ちに喪失する ものとします。
  - (1)新株予約権の行使期間初日の到来前に死亡した場合
  - (2)禁固以上の刑に処せられた場合
  - (3) 当社又はAplix Corporation of Americaの就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の処分を受けた場合
  - (4) 当社又はAplix corporation of Americaの取締役又は従業員でなくなった場合(但し、当社の命令により他社へ出向又は転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。また、ストックオプションの行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件としてストックオプションを行使することができます。)
  - (5)新株予約権割当契約書のいずれかの規定に違反した場合
- 4.新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成16年3月23日開催の定時株主総会及び平成16年5月25日開催の取締役会の決議に基づき、当社と対象となる従業員との間で締結した

「新株予約権割当契約書」に定められております。

5.当社が、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社は、ストックオプションにかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させ、又は実質的に同様の結果となるようにし、又はそのように努力するものとします。承継されたストックオプションの内容の決定の方針は以下のとおりとします。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全子会社となる場合に完全親会社が発行する株式と同種の株式

目的となる完全親会社の株式の数

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

発行価額

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。

行使期間、行使条件、消却事由・条件

株式交換又は株式移転に際し「ストックオプション付与契約書」に準じて当社の取締役会が決定します。 譲渡制限

ストックオプションの譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。

#### (平成16年3月23日定時株主総会の決議2)

	第 1 四半期会計期間末現在 (平成23年 3 月31日)	
新株予約権の数(個)	13	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	39	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,027,279	
新株予約権の行使期間	平成18年4月1日から	
利(水 )/糸が催(ノ) ) (文典) 同	平成25年3月23日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の	発行価格 1,027,279円	
発行価格及び資本組入額(注2)	資本組入額 513,640円	
新株予約権の行使の条件	(注3)	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	
代用払込みに関する事項	-	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	

(注) 1. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

(調整後株式数) = (調整前株式数) x (分割・併合の比率)

上記の他、下記2.に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、各新株予約権の行使に際して1株当たりの払込をすべき額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

なお、新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行(改正前商法に基づき付与されたストックオプションとしての新株引受権の行使又は新株予約権の行使による場合を除きます。)又は自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

上記算式における時価とは、当社の調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数とは、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自

四半期報告書

己株式の総数を控除した数とします。なお、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」を読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が行使価額を適切に調整できるものとします。

- 3.新株予約権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株予約権を直ちに喪失するものとします。
  - (1)新株予約権の行使期間初日の到来前に死亡した場合
  - (2)禁固以上の刑に処せられた場合
  - (3) 当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の処分を受けた場合
  - (4) 当社の取締役又は従業員でなくなった場合(但し、当社の命令により他社へ出向又は転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。また、ストックオプションの行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件としてストックオプションを行使することができます。)
  - (5)新株予約権割当契約書のいずれかの規定に違反した場合
- 4.新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成16年3月23日開催の定時株主総会及び平成16年6月24日開催の取締役会の決議に基づき、当社と対象となる従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。
- 5.当社が、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社は、ストックオプションにかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させ、又は実質的に同様の結果となるようにし、又はそのように努力するものとします。承継されたストックオプションの内容の決定の方針は以下のとおりとします。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全子会社となる場合に完全親会社が発行する株式と同種の株式

目的となる完全親会社の株式の数

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

発行価額

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。

行使期間、行使条件、消却事由・条件

株式交換又は株式移転に際し「ストックオプション付与契約書」に準じて当社の取締役会が決定します。 譲渡制限

ストックオプションの譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。

#### (平成17年3月23日定時株主総会の決議 1)

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)	
新株予約権の数(個)	50	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	150	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	698,500	
新株予約権の行使期間 新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から	
利休了約惟の八月史期间	平成26年3月23日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の	発行価格 698,500円	
発行価格及び資本組入額(注2,5)	資本組入額 349,250円	
新株予約権の行使の条件	(注3)	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	
代用払込みに関する事項	-	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	

(注) 1. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

(調整後株式数)=(調整前株式数)×(分割・併合の比率)

上記の他、下記2.に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、各新株予約権の行使に際して1株当たりの払込をすべき額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

なお、新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行(改正前商法に基づき付与されたストックオプションとしての新株引受権の行使又は新株予約権の行使による場合を除きます。)又は自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

上記算式における時価とは、当社の調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数とは、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。なお、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が行使価額を適切に調整できるものとします。

- 3.新株予約権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株予約権を直ちに喪失するものとします。
  - (1)新株予約権の行使期間初日の到来前に死亡した場合
  - (2)禁固以上の刑に処せられた場合
  - (3)付与対象者が適用を受ける就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の処分を受け、取締役又は従業員の地位を失った場合
  - (4)付与対象者が取締役又は従業員の地位を有する会社において取締役又は従業員でなくなった場合(但し、当社の命令により他社へ出向又は転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。また、ストックオプションの行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件としてストックオプションを行使することができます。)
  - (5)新株予約権割当契約書のいずれかの規定に違反した場合
- 4 . 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成17年3月23日開催の定時

株主総会及び平成17年5月25日開催の取締役会の決議に基づき、当社と対象となる従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

5.当社が、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社は、ストックオプションにかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させ、又は実質的に同様の結果となるようにし、又はそのように努力するものとします。承継されたストックオプションの内容の決定の方針は以下のとおりとします。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全子会社となる場合に完全親会社が発行する株式と同種の株式

目的となる完全親会社の株式の数

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

発行価額

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。

行使期間、行使条件、消却事由・条件

株式交換又は株式移転に際し「ストックオプション付与契約書」に準じて当社の取締役会が決定します。 譲渡制限

ストックオプションの譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。

#### (平成17年3月23日定時株主総会の決議 3)

	第 1 四半期会計期間末現在 (平成23年 3 月31日)	
新株予約権の数(個)	31	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	93	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,350,000	
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から	
	平成26年3月23日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の	発行価格 1,350,000円	
発行価格及び資本組入額(注2)	資本組入額 675,000円	
新株予約権の行使の条件	(注3)	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	
代用払込みに関する事項	-	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	

(注) 1. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

(調整後株式数)=(調整前株式数)×(分割・併合の比率)

上記の他、下記 2 . に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、各新株予約権の行使に際して1株当たりの払込をすべき額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

なお、新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行(旧商法に基づき付与されたストックオプションとしての新株引受権の行使又は新株予約権の行使による場合を除きます。)又は自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

上記算式における時価とは、当社の調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数とは、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自

四半期報告書

己株式の総数を控除した数とします。なお、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が行使価額を適切に調整できるものとします。

- 3.新株予約権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株予約権を直ちに喪失するものとします。
  - (1)新株予約権の行使期間初日の到来前に死亡した場合
  - (2)禁固以上の刑に処せられた場合
  - (3)付与対象者が適用を受ける就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の処分を受け、取締役又は従業員の地位を失った場合
  - (4)付与対象者が取締役又は従業員の地位を有する会社において取締役又は従業員でなくなった場合(但し、当社の命令により他社へ出向又は転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。また、ストックオプションの行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件としてストックオプションを行使することができます。)
  - (5)新株予約権割当契約書のいずれかの規定に違反した場合
- 4. 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成17年3月23日開催の定時株主総会及び平成17年12月27日開催の取締役会の決議に基づき、当社と対象となる従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。
- 5.当社が、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社は、ストックオプションにかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させ、又は実質的に同様の結果となるようにし、又はそのように努力するものとします。承継されたストックオプションの内容の決定の方針は以下のとおりとします。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全子会社となる場合に完全親会社が発行する株式と同種の株式

目的となる完全親会社の株式の数

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

発行価額

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。

行使期間、行使条件、消却事由・条件

株式交換又は株式移転に際し「ストックオプション付与契約書」に準じて当社の取締役会が決定します。 譲渡制限

ストックオプションの譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

# (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高(千円)
平成23年1月1日~ 平成23年3月31日 (注)	30	101,364	750	13,264,700	750	750

## (注) ストックオプションの行使による増加であります。

# (6)【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

#### (7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年12月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

## 【発行済株式】

平成23年3月31日現在

			1220 1 3 / 10 1 H / 12 H
区分	株式数 (株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 14	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 101,320	101,320	-
端株	-	-	-
発行済株式総数	101,334	-	-
総株主の議決権	-	101,320	-

### 【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社アプ リックス	東京都新宿区西 早稲田二丁目18 番18号	14	-	14	0.01
計	-	14	-	14	0.01

# 2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 1月	2月	3月	
最高(円) 136,800		125,200	118,900	
最低(円)	111,600	104,400	57,000	

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

# 3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

# 第5【経理の状況】

## 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)及び前第1四半期連結累計期間 (平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結 会計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成23年1月1日から 平成23年3月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

## 2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

# 1【四半期連結財務諸表】 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位:千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,674,335	5,294,791
売掛金	1,565,811	1,786,258
有価証券	4,301,126	4,588,851
商品	142,414	137,882
仕掛品	394,797	117,539
その他	478,693	430,341
貸倒引当金	37,552	24,481
流動資産合計	11,519,626	12,331,182
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	105,045	106,317
車両運搬具及び工具器具備品(純額)	72,164	59,933
土地	46,000	-
有形固定資産合計	223,210	166,251
無形固定資産		
のれん	997,778	75,526
ソフトウエア	1,585,282	1,692,931
ソフトウエア仮勘定	253,918	182,144
その他	9,227	4,241
無形固定資産合計	2,846,206	1,954,843
投資その他の資産		
投資有価証券	539,275	649,703
その他	376,573	252,521
投資その他の資産合計	915,849	902,225
固定資産合計	3,985,266	3,023,320
資産合計	15,504,893	15,354,502

(単位:千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	462,495	279,212
1年内返済予定の長期借入金	12,649	-
未払金	399,624	344,458
前受金	570,588	464,972
賞与引当金	94,019	77,350
その他	237,378	304,427
流動負債合計	1,776,756	1,470,421
固定負債		
長期借入金	13,299	-
その他	2,741	2,491
固定負債合計	16,040	2,491
負債合計	1,792,796	1,472,913
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,264,700	13,263,950
資本剰余金	750	-
利益剰余金	900,032	743,584
自己株式	8,714	8,714
株主資本合計	12,356,703	12,511,652
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	133,188	52,121
繰延ヘッジ損益	2,661	-
為替換算調整勘定	193,315	242,720
評価・換算差額等合計	323,842	294,841
新株予約権	47,901	-
少数株主持分	1,727,137	1,664,778
純資産合計	13,712,096	13,881,589
負債純資産合計	15,504,893	15,354,502

# (2)【四半期連結損益計算書】 【第1四半期連結累計期間】

(単位:千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)
売上高	2,036,793	2,075,580
売上原価	1,186,018	1,229,899
売上総利益	850,774	845,681
販売費及び一般管理費	1,008,640	864,691
営業損失( )	157,865	19,010
営業外収益		
受取利息	10,350	5,044
受取配当金	810	900
投資事業組合運用益	-	14,865
為替差益	-	7,258
その他	2,343	925
営業外収益合計	13,503	28,994
営業外費用		
支払利息	58	41
投資事業組合運用損	15,114	5,838
支払手数料	-	41,556
為替差損	1,274	-
その他	1,946	404
営業外費用合計	18,394	47,842
経常損失( )	162,756	37,858
特別利益		
貸倒引当金戻入額	14,061	156
負ののれん発生益	457,670	-
特別利益合計	471,731	156
特別損失		
合併関連費用	-	9,534
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	14,099
段階取得に係る差損	126,788	-
その他	-	4,910
特別損失合計	126,788	28,545
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失( )	182,187	66,247
法人税、住民税及び事業税	20,077	18,921
法人税等調整額	2,208	8,554
法人税等合計	22,285	27,475
少数株主損益調整前四半期純損失( )	-	93,723
少数株主利益	50,103	62,725
四半期純利益又は四半期純損失( )	109,798	156,448

(単位:千円)

#### (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

前第1四半期連結累計期間 当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 (自 平成23年1月1日 至 平成22年3月31日) 至 平成23年3月31日) 営業活動によるキャッシュ・フロー 税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四 182,187 66,247 半期純損失() 減価償却費 196,963 253,544 のれん償却額 6,836 14,151 負ののれん発生益 457,670 段階取得に係る差損益( は益) 126,788 賞与引当金の増減額( は減少) 15,079 52,505 貸倒引当金の増減額( は減少) 10,609 7,575 受取利息及び受取配当金 11,160 5,944 支払利息 58 41 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 14,099 売上債権の増減額( は増加) 169,033 275,036 前受金の増減額( は減少) 42,407 たな卸資産の増減額( は増加) 44,038 113.734 仕入債務の増減額( は減少) 21,039 14,551 未払金の増減額( は減少) 18,175 29,732 未払消費税等の増減額( は減少) 14.352 34,794 その他 8,865 34,829 小計 203,632 361,491 利息及び配当金の受取額 7,009 5,474 利息の支払額 58 41 法人税等の支払額 16,601 39,469 法人税等の還付額 2,765 -その他 601 営業活動によるキャッシュ・フロー 196,747 326,852 投資活動によるキャッシュ・フロー 定期預金の預入による支出 111,110 412 定期預金の払戻による収入 333,710 91,407 無形固定資産の取得による支出 253,091 201,233 短期貸付けによる支出 355,000 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得によ 686,974 る支出 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得によ 1,151,744 る収入 その他 93,768 29,428 投資活動によるキャッシュ・フロー 1,215,021 1,181,641 財務活動によるキャッシュ・フロー ストックオプションの行使による収入 1,500 少数株主への配当金の支払額 14 56 その他 341 356 財務活動によるキャッシュ・フロー 355 1,086 現金及び現金同等物に係る換算差額 9,552 26,374 現金及び現金同等物の増減額( は減少) 1,420,966 827,328 現金及び現金同等物の期首残高 7,727,754 9,578,874 9,148,720 8,751,546 現金及び現金同等物の四半期末残高

#### 【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第 1 四半期連結会計期間 (自 平成23年 1 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
1.連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更
	当第1四半期連結会計期間より、株式会社アニメインターナショナルカ
	ンパニーの普通株式を取得したため、同社を連結の範囲に含めております。
	(2) 変更後の連結子会社の数
	13社
2. 連結子会社の事業年度等に関する事	連結子会社のうち株式会社ジー・モード及びその子会社2社並びに株式
項の変更	会社アニメインターナショナルカンパニーの決算日は、3月31日でありま
	す。
	四半期連結財務諸表の作成に当たって、これらの会社については、第1四
	半期連結決算日現在で実施した仮決算に基づく四半期財務諸表を使用して
	おります。
3 . 会計処理基準に関する事項の変更	(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用
	当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」
	(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する
	会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31
	日)を適用しております。
	これにより、営業損失及び経常損失はそれぞれ912千円、税金等調整前四
	半期純損失は15,012千円増加しております。

# 【表示方法の変更】

当第1四	半期連結会計期間
(自平)	成23年1月1日
至 亚	式23年3日31日)

#### (四半期連結貸借対照表関係)

前第1四半期連結会計期間において、流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「前受金」(前第1四半期連結会計期間は76,829千円)は、金額的重要性が増したため当第1四半期連結会計期間では区分掲記することとしました。

# (四半期連結損益計算書関係)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目で表示しております。

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローの「売上債権の増減額( は増加)」に含めて表示しておりました「前受金の増減額( は減少)」(前第1四半期連結累計期間は 18,906千円)は、金額的重要性が増したため当第1四半期連結累計期間では区分掲記することとしました。

### 【追加情報】

### 当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)

#### (表示区分の変更)

財務アドバイザリー等の手数料については、従来、重要性が乏しいため、営業活動から発生する手数料とともに「販売費及び一般管理費」に含めて計上しておりましたが、当社の会社分割に伴う手数料等が発生したことを契機に営業活動以外の費用であることを明確にするため、当第1四半期連結会計期間より営業外費用の「支払手数料」として計上することといたしました。

この表示区分の変更により、従来の方法と比較して営業損失が41,556千円減少しております。なお、経常損失及び 税金等調整前四半期純損失に影響はありません。

## 【注記事項】

## (四半期連結貸借対照表関係)

(11111111111111111111111111111111111111	
当第1四半期連結会計期間末	前連結会計年度末
(平成23年3月31日)	(平成22年12月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額は、499,861千円であ	1 有形固定資産の減価償却累計額は、459,727千円であ
ります。	ります。
2 偶発債務	2 偶発債務
当社の連結子会社であるRococo Software Limited	当社の連結子会社であるRococo Software Limited
は、アイルランド政府等から受領した補助金につき、プ	は、アイルランド政府等から受領した補助金につき、プ
ロジェクトの中止等の一定の事項が発生した場合には	ロジェクトの中止等の一定の事項が発生した場合には
請求される可能性があり、その金額は55,720千円であ	請求される可能性があり、その金額は51,137千円であ
ります。	ります。

## (四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)		当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)		
1 販売費及び一般管理費のうち 次のとおりであります。 給料手当 賞与引当金繰入額	•	1 販売費及び一般管理費のうま 次のとおりであります。 給料手当 賞与引当金繰入額		
貸倒引当金繰入額	3,518			

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

(四十朔建紀イヤッシュ・ノロー記	异百例你丿			
前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)		当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成23年 1 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)		
1 現金及び現金同等物の四半期末残高	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸		
借対照表に掲記されている科目の金	額との関係	借対照表に掲記されている科目の金額	額との関係	
(平成22年3月31日現在)		(平成23年 3 月31日現在)		
	(千円)		(千円)	
現金及び預金勘定	4,404,906	現金及び預金勘定	4,674,335	
預入期間が3か月を超える定期預金	390,056	預入期間が3か月を超える定期預金	223,915	
有価証券勘定 (注)1	5,133,870	有価証券勘定 (注)1	4,301,126	
現金及び現金同等物	9,148,720	現金及び現金同等物	8,751,546	
(注)1.有価証券勘定は、MMF、FFF及び3ヶ月以内に満期が		(注)1.有価証券勘定は、MMF、FFF及び3	ヶ月以内に満期が	
到来する短期社債等であります。		到来する短期社債等であります。		

# (株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)

- 1.発行済株式の種類及び総数 普通株式 101,364株
- 2.自己株式の種類及び株式数 普通株式 14株
- 3.新株予約権等に関する事項 連結子会社の新株予約権 自己新株予約権の四半期連結会計期間末残高 47,901千円

## (セグメント情報等)

## 【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

	ソフトウエア 基盤技術事業 (千円)	コンテンツ・ サービス等事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	783,864	1,252,928	2,036,793	-	2,036,793
(2)セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	6,600	6,600	(6,600)	-
計	783,864	1,259,528	2,043,393	(6,600)	2,036,793
営業利益( 損失)	245,133	90,599	154,533	(3,332)	157,865

# (注)1.事業区分の方法

事業は、サービスの系列性、市場の類似性等を考慮して区分しております。

# 2 . 各区分に属する主要な製品

事業区分	主要製品
ソフトウエア 基盤技術事業	組込み向けソフトウエア、パソコン向けソフトウエア等
コンテンツ・ サービス等事業	携帯電話向けゲームコンテンツ及び着メロの企画・開発・運営等

## (追加情報)

事業区分の方法については、従来、「ソフトウェア基盤技術事業」の単一事業でありましたが、当第1四半期連結累計期間よりコンテンツ・サービス等事業を営む株式会社ジー・モード及びその子会社2社を連結の範囲に含めたため、「コンテンツ・サービス等事業」を事業区分として追加しております。

## 【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

	日本 (千円)	アジア ( 千円 )	その他の地域 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	1,895,054	127,267	14,471	2,036,793	-	2,036,793
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	44,018	156,762	91,001	291,783	(291,783)	-
計	1,939,073	284,030	105,472	2,328,576	(291,783)	2,036,793
営業利益( 損失)	161,848	9,030	3,152	155,970	(1,895)	157,865

- (注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。
  - 2. 本邦以外の区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

アジア・・・・・台湾等

その他の地域・・・アメリカ合衆国、ドイツ、アイルランド

#### 【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

	北米	欧州	アジア	計
海外売上高(千円)	43,660	11,903	216,248	271,813
連結売上高 (千円)	-	-	-	2,036,793
連結売上高に占める海外売上高の 割合(%)	2.1	0.6	10.6	13.3

- (注)1.国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
  - 2. 各区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。
    - (1) 北米・・・アメリカ合衆国
    - (2) 欧州・・・・英国、スウェーデン、アイルランド等
    - (3) アジア・・・中国、台湾、韓国等
  - 3.海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

#### 【セグメント情報】

#### 1.報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、ビジネスモデルを基礎としてセグメントを構成し、「ソフトウエア基盤技術事業」及び「コンテンツ・サービス等事業」の2つを報告セグメントとしております。

「ソフトウエア基盤技術事業」は、組込み向けソフトウエア、パソコン向けソフトウエア等を製作しております。 「コンテンツ・サービス等事業」は、携帯電話向けゲームコンテンツ、着メロの企画・開発・運営及びアニメーション制作等を実施しております。

2.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)

(単位:千円)

	ソフトウエア 基盤技術事業	コンテンツ・ サービス等 事業	合計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
売上高	747 400	4 000 444	0.075.500		0.075.500
外部顧客への売上高	747,436	1,328,144	2,075,580	-	2,075,580
セグメント間の内部売上高 又は振替高	40	3,959	3,999	3,999	-
計	747,476	1,332,103	2,079,580	3,999	2,075,580
セグメント利益又は損失()	183,179	164,438	18,740	269	19,010

- (注)1.セグメント利益又は損失の調整額 269千円は、棚卸資産の調整額であります。
  - 2. セグメント損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。
- 3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第1四半期連結会計期間(自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)

(のれんの金額の重要な変動)

当第1四半期会計期間において、株式会社アニメインターナショナルカンパニー株式を取得したため、「コンテンツ・サービス等事業」セグメントにてのれんを認識しております。なお、当該事象によるのれんの増加額は、935,966千円であります。

# (追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

取得による企業結合

- 1.企業結合の概要
  - (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社アニメインターナショナルカンパニー

事業の内容 アニメーション制作事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループの主な事業分野である携帯電話市場においては、国内外ともにスマートフォンをはじめとする 高機能携帯端末への急速なシフトが発生しており、無線帯域も拡大を続けております。

高機能携帯端末の普及と無線帯域の拡大は、新たなライフスタイルのためのコンテンツの拡充を促し、漫画・書籍・映画など、従来であれば端末の性能や無線帯域により制限されていたコンテンツが解放される環境が整いつつあります。

このような事業環境においては、ソフトウエア基盤技術とコンテンツが密接に連携しあう事により、エンドユーザへの新たなライフスタイルの提案、市場の活性化と拡大、ソフトウエア基盤技術へのフィードバックという好循環を起こす事が出来ます。

(3) 企業結合日

平成23年3月10日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

株式会社アニメインターナショナルカンパニー

(6) 取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率

企業結合日に追加取得した議決権比率 100.0% 取得後の議決権比率 100.0%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金により株式会社アニメインターナショナルカンパニーの株式を取得したためであります。

- 2.四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間なし
- 3.被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価683,000千円取得に直接要した費用アドバイザリー費用等55,028取得原価738,028

- 4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
  - (1) のれんの金額

935,966千円

(2) 発生原因

当社の投資に対応する時価純資産が取得原価を下回ったためであります。

(3) 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

5.企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当四半期連結累計期間に係る四半期連結 損益計算書に及ぼす影響の概算額

売上高 249,647千円 経常損失 136,409 四半期純損失 129,178

(注) 影響の概算額については監査証明を受けておりません。

# (1株当たり情報)

## 1.1株当たり純資産額

当第 1 四半期連絡	告会計期間末	前連結会計:	
(平成23年 3	月31日)	(平成22年12	
1株当たり純資産額	118,725.81円		120,576.50円

## 2.1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)		当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)	
1 株当たり四半期純利益	1,083.68円	1 株当たり四半期純損失	1,544.00円
潜在株式調整後1株当たり四半期	1,083.01円	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額につ	
純利益金額 	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	いては、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損	
		失であるため記載しておりません。	

# (注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間   (自 平成22年1月1日   至 平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間   (自 平成23年1月1日   至 平成23年3月31日)	
1株当たり四半期純利益金額			
又は1株当たり四半期純損失金額			
四半期純利益又は四半期純損失( ) (千円)	109,798	156,448	
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-	
普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失( )(千円)	109,798	156,448	
期中平均株式数(株)	101,320.00	101,327	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	該当事項はありません。	該当事項はありません。	

# (重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間(自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日) 該当事項はありません。

# 2【その他】

該当事項はありません。

EDINET提出書類 ガイアホールディングス株式会社(E05369) 四半期報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年5月10日

ΕIJ

株式会社アプリックス 取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 松野 雄一郎 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 原井 武志 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アプリックスの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年1月1日から平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アプリックス及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

<sup>(</sup>注) 1.上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途管理しております。

<sup>2.</sup> 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年5月10日

ガイアホールディングス株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

松野 雄一郎 印

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

原井 武志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているガイアホールディングス株式会社(旧社名:株式会社アプリックス)の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ガイアホールディングス株式会社(旧社名:株式会社アプリックス)及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

<sup>(</sup>注) 1.上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途管理しております。

<sup>2.</sup> 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。